

HOSEI University

参考資料

- I. 学則 (1)
- II. 法政大学憲章 (24)
- III. 法政大学ダイバーシティ宣言 (25)
- IV. 校舎案内図・施設一覧 (26)

第1章 総 則

(目的)

第1条 本大学は民主主義の精神に基づき、荣誉ある学芸の殿堂としてひろく世界の文化を摂取し、知識の深奥を究め、もって真理と平和とを愛し、公共の福祉に献身する教養ある社会人を育成することを目的とする。

2 学部学科ごとの人材の育成に関する目的及びその他の教育研究上の目的を別表(11)の通り定める。

(教育研究活動等の情報の公表)

第1条の2 本大学は、法令に基づき、教育研究活動等の状況についての情報を積極的に公表する。

(学部等)

第2条 本大学に法学部、文学部、経済学部、社会学部、経営学部、国際文化学部、人間環境学部、現代福祉学部、情報科学部、キャリアデザイン学部、デザイン工学部、理工学部、生命科学部、グローバル教養学部及びスポーツ健康学部を置く。

2 本大学に教育開発支援機構を置く。但し、教育開発支援機構については別に定める。

3 本大学にグローバル教育センターを置く。但し、グローバル教育センターについては別に定める。

(学科及び入学定員等)

第3条 本大学の学部には次の学科を置く。

法学部	法律学科、政治学科、国際政治学科
文学部	哲学科、日本文学科、英文学科、史学科、地理学科、心理学科
経済学部	経済学科、国際経済学科、現代ビジネス学科
社会学部	社会政策科学科、社会学科、メディア社会学科
経営学部	経営学科、経営戦略学科、市場経営学科
国際文化学部	国際文化学科
人間環境学部	人間環境学科
現代福祉学部	福祉コミュニティ学科、臨床心理学科
情報科学部	コンピュータ科学科、デジタルメディア学科
キャリアデザイン学部	キャリアデザイン学科
デザイン工学部	建築学科、都市環境デザイン工学科、システムデザイン学科
理工学部	機械工学科、電気電子工学科、応用情報工学科、経営システム工学科、創生科学科
生命科学部	生命機能学科、環境応用化学科、応用植物科学科
グローバル教養学部	グローバル教養学科
スポーツ健康学部	スポーツ健康学科

2 文学部日本文学科、人間環境学部及びキャリアデザイン学部は昼夜開講制とする。

3 本大学の学部にはスポーツ・サイエンス・インスティテュート（以下SSIという。）を置く。

4 (削除)

5 法学部，文学部，経済学部に通信教育課程を置き，通信教育部と称する。但し，通信教育部に関する学則は別に定める。

6 本大学の学生定員は，次の通りとする。

学部・学科	入学定員	編入学定員	収容定員
		3年次	
法学部	804		3, 216
法律学科	483		1, 932
政治学科	172		688
国際政治学科	149		596
文学部	655		2, 620
哲学科	77		308
日本文学科	187		748
英文学科	126		504
史学科	100		400
地理学科	99		396
心理学科	66		264
経済学部	876		3, 504
経済学科	482		1, 928
国際経済学科	244		976
現代ビジネス学科	150		600
社会学部	742		2, 968
社会政策科学科	216		864
社会学科	316		1, 264
メディア社会学科	210		840
経営学部	761		3, 044
経営学科	316		1, 264
経営戦略学科	232		928
市場経営学科	213		852
国際文化学部	249		996
国際文化学科	249		996
人間環境学部	333		1, 332
人間環境学科	333		1, 332
現代福祉学部	231		924
福祉コミュニティ学科	147		588
臨床心理学科	84		336

情報科学部	156		624
コンピュータ科学科	78		312
デジタルメディア学科	78		312
キャリアデザイン学部	294		1, 176
キャリアデザイン学科	294		1, 176
デザイン工学部	292		1, 168
建築学科	132		528
都市環境デザイン工学科	80		320
システムデザイン学科	80		320
理工学部	553		2, 212
機械工学科	143		572
電気電子工学科	110		440
応用情報工学科	110		440
経営システム工学科	80		320
創生科学科	110		440
生命科学部	230		920
生命機能学科	72		288
環境応用化学科	80		320
応用植物科学科	78		312
グローバル教養学部	100		400
グローバル教養学科	100		400
スポーツ健康学部	165		660
スポーツ健康学科	165		660
計	6, 441		25, 764

(大学院及び専門職大学院)

第4条 本大学に大学院及び専門職大学院を置く。但し、大学院及び専門職大学院に関する学則は別に定める。

(図書館及び教育研究施設)

第5条 本大学に図書館，研究室，研究所及び他の附属施設を置く。但し，これらに関する規程は別に定める。

第2章 職 員 組 織

(総長)

第6条 本大学に総長を置く。

2 総長は、校務を掌り所属職員を統督する。

(学部長)

第7条 本大学の学部学部に学部長を置く。

2 学部長は、学部に関する校務を掌る。

3 (削除)

(教職員)

第8条 本大学に教授、准教授、講師、助教、助手及びその他の職員を置く。但し、職員に関する規程は、別に定める。

(教授会の設置)

第9条 本大学に教授会を置く。

2 教授会は、学部ごとに、その所属する教授及び准教授をもって組織する。但し、学部の定めるところにより、専任講師、助教を加えることができる。

3 教授会に関する事項は、別に定める。

(教授会)

第10条 教授会は学部長が必要と認めたとき、又は教授会構成員の3分の1以上の要求があったとき、学部長がこれを招集し、3分の2以上の出席をもって成立する。

2 教授会の議長は学部長とし、学部長に差支えがあるときは教授会の指名する教授がこれを代行する。

3 教授会は、次の事項を審議する。

(1) 学生の入学（転入学及び編入学含む）、卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 学部長の互選

(4) 教員の人事に関する事項

(5) 教育課程及び授業科目の編成に関する事項

(6) 授業科目その他の担当者に関する事項

(7) 入学試験に関する事項

(8) 授業科目試験に関する事項

(9) 学生の賞罰に関する事項

(10) 学籍に関する事項

(11) 名誉教授の推薦に関する事項

(12) 教授中より学校法人の役員の推薦に関する事項

(13) その他、総長が必要と認める事項

4 教授会は、前項に規定するもののほか、総長及び学部長が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び総長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 第3項第10号により、教授会の審議を要する学籍に関する事項は、学生の進級、留級、転部、転科、転専修、通教転籍、退学、除籍、復学、復籍、休学及び留学とする。なお、学籍の取扱については別に定める。

(学部長会議)

第11条 総長は、各学部の共通事項を審議するため学部長会議を招集する。

2 学部長会議に関する事項は、別に定める。

第12条 (削除)

2 (削除)

3 (削除)

第3章 学 部

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限及び在学年限)

第13条 本大学の修業年限は、4ヵ年とする。但し、学生は休学期間を除き、本大学に8ヵ年を超えて在学することはできない。

2 春学期在学し、秋学期に休学、退学及び除籍になった場合、あるいは秋学期に復学及び復籍した場合、また、春学期に休学し、秋学期に在学した場合、当該年度の在学期間は0.5年として計算する。

3 第31条及び第32条によって入学した者は、該当修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第2節 教 育 課 程

(教育課程及び授業科目)

第14条 学部は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 学部、学科の授業科目は、第17条及び第17条の2に掲げる科目に分け、これを4ヵ年に配当して授業を実施する。

(英語による授業等により学位を取得することが可能な教育課程)

第14条の2 本大学の次の学部に英語による授業等により学位を取得することが可能な教育課程を置く。

経営学部経営学科グローバルビジネスプログラム (以下、GBPという。)

人間環境学部人間環境学科持続可能社会共創プログラム (以下、SCOPEという。)

経済学部経済学科グローバル経済学・社会科学インスティテュート (以下、IGESSという。)

(社会人のための教育課程)

第14条の3 本大学の次の学部に社会人のための教育課程を置く。

人間環境学部人間環境学科リフレッシュ・ステージ・プログラム (以下、RSPという。)

(授業科目及び単位数)

第15条 第14条に掲げる授業科目及び単位数は、別表(1)の通り定める。

(総合科目)

第15条の2 別表(1)に掲げる総合科目は、専門教育科目の卒業所要単位に充てることができる。この場合の授業科目及び単位数は別に定める。

第16条 (削除)

(卒業所要単位)

第17条 法学部の卒業所要単位数は132単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

基礎科目 44単位以上

専門教育科目 88単位以上

1-2 (削除)

2 文学部の卒業所要単位数は132単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

基礎科目 44単位以上

専門教育科目 88単位以上

3-1 経営学部G B Pの卒業所要単位数は132単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

基礎科目 44単位以上

連環科目 4単位以上20単位以下

専門教育科目 68単位以上

3-2 経営学部G B Pの卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。但し、連環科目については、20単位まで卒業所要単位として認める。

基礎科目 36単位以上

連環科目 20単位以下

専門教育科目 68単位以上

4 国際文化学部の卒業所要単位は132単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。但し、学部専門科目と自由科目を合計して86単位以上修得しなければならない。

基礎科目 46単位以上

学部専門科目 66単位以上

自由科目 20単位以下

5-1 人間環境学部の卒業所要単位数は130単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

基礎科目 40単位以上

リテラシー科目 6単位以上

展開科目 84単位以上

5-2 人間環境学部S C O P Eの卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

基礎科目 31単位以上

展開科目 40単位以上

5-3 人間環境学部R S Pの卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

基礎科目 36単位以上

展開科目 88単位以上

6 キャリアデザイン学部の卒業所要単位は132単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

基礎科目	36単位以上
基幹科目	20単位以上
	(但し、「発達・教育キャリア」「ビジネスキャリア」「ライフキャリア」から選択した一つの領域で6単位以上)
展開科目	52単位以上
	(但し、基幹科目で選択した領域と同様の領域で36単位以上)

7-1 経済学部経済学科の卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。但し、外国語科目と保健体育科目と総合教育科目と専門教育科目を合計して120単位以上修得しなければならない。

基礎教育科目	4単位
外国語科目	12単位
保健体育科目	2単位以上
総合教育科目	26単位以上
専門教育科目	76単位以上

7-2 経済学部国際経済学科の卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。但し、外国語科目と保健体育科目と総合教育科目と専門教育科目を合計して120単位以上修得しなければならない。

基礎教育科目	4単位
外国語科目	20単位
保健体育科目	2単位以上
総合教育科目	24単位以上
専門教育科目	70単位以上

7-3 経済学部現代ビジネス学科の卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。但し、外国語科目と保健体育科目と総合教育科目と専門教育科目を合計して120単位以上修得しなければならない。

基礎教育科目	4単位
外国語科目	12単位
保健体育科目	2単位以上
総合教育科目	22単位以上
専門教育科目	80単位以上

7-4 経済学部 I G E S S の卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。但し、人文分野、社会分野、自然分野、言語教育分野、情報学分野、キャリア分野、保健体育分野を合計して12単位以上修得しなければならない。

総合教育科目	40単位以上
専門科目	80単位以上

8-1 社会学部社会政策科学学科の卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

総合科目	30単位以上
学科専門科目	74単位以上
自由選択科目	20単位以上

8-2 社会学部社会学科の卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

総合科目	30単位以上
学科専門科目	74単位以上
	(但し、「国際・社会コース」選択者は62単位以上)
外国語教育プログラム	12単位以上
	(但し、「国際・社会コース」選択者のみに適用)
自由選択科目	20単位以上

8-3 社会学部メディア社会学科の卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

総合科目	30単位以上
学科専門科目	74単位以上
自由選択科目	20単位以上

9 (削除)

10 現代福祉学部卒の卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

総合教育科目	30単位以上
専門教育科目	80単位以上

11-1 情報科学部コンピュータ科学科の卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

外国語科目	10単位
教養科目	10単位
科学基礎科目	9単位以上
専門科目	74単位以上

11-2 情報科学部デジタルメディア学科の卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

外国語科目	10単位
教養科目	10単位
科学基礎科目	13単位以上
専門科目	72単位以上

12-1 デザイン工学部建築学科の卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

外国語科目	8単位
基盤科目	8単位
専門科目	64単位以上

12-2 デザイン工学部都市環境デザイン工学科の卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

外国語科目	8単位
基盤科目	40単位以上
専門科目	76単位以上

12-3 デザイン工学部システムデザイン学科の卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

外国語科目	8単位
基盤科目	25単位以上
専門科目	80単位以上

13-1 理工学部機械工学科，電気電子工学科，応用情報工学科，経営システム工学科の卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

英語科目	8単位以上
教養科目	12単位以上
理系教養科目	12単位以上
専門教育科目	80単位以上
公開選択科目	12単位以下

13-2 理工学部創生科学科の卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

英語・選択語学系	18単位以上
教養科目	12単位以上
理系教養科目	12単位以上
専門教育科目	62単位以上
公開選択科目	12単位以下

14 生命科学部の卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。但し、卒業所要単位としては、英語科目，教養科目，理系教養科目合わせて44単位まで，専門教育科目92単位，自由選択科目12単位まで認める。

英語科目	8単位以上
教養科目及び理系教養科目	24単位以上
専門教育科目	80単位以上
自由選択科目	12単位以下

15 グローバル教養学部の卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

総合科目	16単位以上
入門科目	22単位以上
中級科目	36単位以上
上級科目・演習科目	36単位以上

16 スポーツ健康学部の卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

総合教育科目	28単位以上
専門教育科目	84単位以上

(SS I 卒業所要単位)

第17条の2 法学部SS I の卒業所要単位数は132単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

基礎科目	24単位以上
SS I 科目	44単位以上
専門教育科目	56単位以上

2 文学部SS I の卒業所要単位数は132単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

基礎科目	24単位以上
SS I 科目	44単位以上
専門教育科目	56単位以上

3 経営学部SS I の卒業所要単位数は132単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

基礎科目	24単位以上
SS I 科目	44単位以上
連環科目	4単位以上8単位以下
専門教育科目	48単位以上

4 国際文化学部SS I の卒業所要単位数は132単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。但し、学部専門科目と自由科目を合計して62単位以上修得しなければならない。

基礎科目	26単位以上
SS I 科目	44単位以上
学部専門科目	38単位以上
自由科目	18単位以上

5 人間環境学部SS I の卒業所要単位数は130単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

基礎科目	24単位以上
SS I 科目	44単位以上
リテラシー科目	6単位以上
展開科目	56単位以上

6 キャリアデザイン学部SS I の卒業所要単位数は132単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

基礎科目	24単位以上
SS I 科目	44単位以上
専門教育科目	56単位以上

7 経済学部経済学科SS I，現代ビジネス学科SS I の卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

基礎教育科目	4単位
外国語科目	6単位
保健体育科目	2単位以上
総合教育科目	14単位以上
SS I 科目	44単位以上

専門教育科目 54単位以上

8-1 社会学部社会政策科学科 S S I の卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

総合科目 30単位以上 (S S I 基礎科目14単位を含む)

学科専門科目 74単位以上

自由選択科目 20単位以上

(学科専門科目、自由選択科目をあわせて S S I 専門科目30単位以上を含む)

8-2 社会学部社会学科 S S I の卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

総合科目 30単位以上 (S S I 基礎科目14単位を含む)

学科専門科目 74単位以上

(但し、「国際・社会コース」選択者は62単位以上)

外国語教育プログラム 12単位以上

(但し、「国際・社会コース」選択者のみに適用)

自由選択科目 20単位以上

(学科専門科目、自由選択科目をあわせて S S I 専門科目30単位以上を含む)

8-3 社会学部メディア社会学科 S S I の卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

総合科目 30単位以上 (S S I 基礎科目14単位を含む)

学科専門科目 74単位以上

自由選択科目 20単位以上

(学科専門科目、自由選択科目をあわせて S S I 専門科目30単位以上を含む)

9 現代福祉学部 S S I の卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

総合教育科目 30単位以上

S S I 科目 44単位以上

専門教育科目 50単位以上

10 デザイン工学部システムデザイン学科 S S I の卒業所要単位数は124単位で、科目ごとの修得単位は次の通りとする。

外国語科目 4単位以上

基盤科目 14単位以上

S S I 科目 44単位以上

専門科目 56単位以上

11 (削除)

第17条の3 (削除)

(他学部公開科目及び他学科開設科目の履修)

第18条 (削除)

2 他の学部及び学科に属する授業科目を選択科目又は自由科目として充てることができる。この場合の

授業科目及び単位数は別に定める。

3 (削除)

4 (削除)

5 (削除)

第18条の2 (削除)

(大学院及び専門職大学院開設科目の履修)

第18条の3 大学院及び専門職大学院における授業科目を選択科目又は自由科目として充てることができる。この場合の授業科目および単位数は別に定める。

第18条の4 (削除)

第18条の5 (削除)

(グローバル・オープン科目の履修)

第18条の6 本大学の学部グローバル・オープン科目を置く。

2 グローバル・オープン科目は、選択科目又は自由科目に充てることができる。この場合の授業科目および単位数は別に定める。

(グローバル教育センター設置科目の履修)

第18条の7 本大学の学部グローバル教育センター設置科目を置く。

2 別表(1)に掲げるグローバル教育センター設置科目は、必修科目、選択科目又は自由科目に充てることができる。この場合の授業科目及び単位数は別に定める。

(進級に関する規程)

第19条 学生が各年次所定の授業科目を履修しない場合、又は所定の単位を修得しない場合は、別に定める規程により進級することができない。

2 進級は、前項と各年次における学修期間1年間を充たしている学生につき、学年度始めに認める。

第20条 (削除)

(通信教育課程との単位互換)

第21条 通信教育課程の修得単位は、大学の通常課程における単位と互に転換することができる。

2 前項による場合は、当該学部長の許可を得なければならない。

(大学以外の教育施設等における学修)

第21条の2 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修については、教育上有益と認められる場合、教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修と見なし卒業所要単位として単位を与えることができる。与えることができる単位は、別表(10)の通りとする。

(入学前既修得単位の認定)

第21条の3 本大学に入学する前に大学、短期大学、高等専門学校及び短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修において履修した授業科目について修得した単位を、教育上有益と認められる場合、教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修により修得したものと見なし、転・編入学の場合を除き、卒業所要単位として認めることができる。認めることができる単位は、別表(10)の通りとする。

(他の大学等における履修)

第21条の4 大学の定めるところによる他の大学又は短期大学において修得した単位は、教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修により修得したものと見なし、卒業所要単位として単位を与えることができる。与えることができる単位は、別表(10)の通りとする。

(多様なメディアを高度に利用した学修)

第21条の5 文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を教室以外の場所で履修することができる。この方法により与えることができる単位は、別表(10)の通りとする。

(履修科目登録)

第22条 学生は、履修しようとする授業科目を毎年所定の期間内に届け出て承認を得なければならない。

(履修科目の登録の上限)

第22条の2 学生が1年間に履修科目として登録できる単位数は、学部の定めるところによる。但し、第3項及び第24条第1項に定める科目を除き、49単位以下とする(再履修単位を含む)。

2 学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

3 第28条第1項第4号に規定する夏季、冬季及び春季休業日において実施される授業科目について、履修科目として登録できる単位数は、別に学部の定めるところによる。

(単位)

第23条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部の定める授業時間をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部の定める授業時間をもって1単位とする。

(3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法のうち、二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(教職課程及び資格課程)

第24条 中学校・高等学校教育職員、司書教諭、司書及び学芸員の資格を得ようとする者、ならびに社会教育主事を志望する者は、学部学科の専門教育科目の他にそれぞれ定められた授業科目の単位を修得しなければならない。

2 中学校・高等学校教育職員の資格を得るために必要な授業科目は、別表(3)の通りとする。

3 司書教諭の資格を得るために必要な授業科目は、別表(4)の通りとする。

- 4 司書の資格を得るために必要な授業科目は、別表(5)の通りとする。
- 5 学芸員の資格を得るために必要な授業科目は、別表(6)の通りとする。
- 6 社会教育主事を志望するために必要な授業科目は、別表(7)の通りとする。
- 7 教職に関する専門科目の併修により取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、別表(8)の通りとする。

第3節 試験及び成績評価

(試験)

第25条 履修した授業科目については、定期の試験を行い、学業成績を考査する。但し、課業の進行により臨時に試験を行うことがある。

- 2 卒業論文試験には、口述試験を行うことがある。
- 3 学費を所定の期日までに納付しない者は、試験を受けることができない。但し、特別の事由により所定の期日までに納付できない者は、願い出によって許可することがある。
- 4 試験の方法は、別に定める規程による。
- 5 休学又は停学の期間中は試験を受けることができない。
- 6 春学期完了の授業科目を受験し、単位を修得した者が秋学期に休学、退学及び除籍になった場合は当該受験科目の単位及び成績は認定する。
- 7 第36条の規定により春学期に休学した者、又は第40条の規定により秋学期に復学及び復籍を許可された者が秋学期完了の授業科目を受験し、単位を修得した場合、当該受験科目の単位及び成績は認定する。

(成績評価)

第26条 学業成績評価は、S、A+、A、A－、B+、B、B－、C+、C、C－、Dの11段階に分けて、S、A+、A、A－、B+、B、B－、C+、C、C－は合格として所定の単位を与える。Dは不合格とする。また、修得単位認定をRR、留学による外国大学の修得単位認定をRSとする。

- 2 学業成績評価と素点の関係については以下のとおりとする。

- | | |
|---------|---------|
| (1) S | 100～90点 |
| (2) A+ | 89～87点 |
| (3) A | 86～83点 |
| (4) A－ | 82～80点 |
| (5) B+ | 79～77点 |
| (6) B | 76～73点 |
| (7) B－ | 72～70点 |
| (8) C+ | 69～67点 |
| (9) C | 66～63点 |
| (10) C－ | 62～60点 |
| (11) D | 59～0点 |

- 3 第1項の規定にかかわらず、学部の手定めるところにより、学業成績評価は、Pは合格として所定の単位を与え、Fは不合格とすることができる。
- 4 第1項の成績評価による学習成果を総合的に判断する指標として、Grade Point Averageを用いることができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、学部の手定めるところにより、入学前既修得単位認定の学業成績評価は、S、A+、A、A-、B+、B、B-、C+、C、C-として所定の単位を与えることができる。
- 6 前五項の成績は通知する。
- 7 学業成績評価は、学期終了時に確定するものとする。

第4節 学年、学期及び休業日

(学年)

第27条 本大学の学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。但し、秋学期に入学した場合の学年は、毎年9月16日に始まり翌年9月15日に終わる。

- 2 学年は、春学期と秋学期にわけ次の通りとする。但し、教育上必要な場合、総長は、学部長会議の議を経て、春学期の終了日及び秋学期の開始日を変更することができる。

春学期 4月1日より9月15日まで

秋学期 9月16日より翌年3月31日まで

- 3 前項に定める各学期をそれぞれ前半及び後半に分けることができるものとする。

(休業日)

第28条 休業日は、次の通りとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 法政大学創立記念日 4月10日
- (4) 夏季、冬季及び春季休業日については別に定める。

- 2 (削除)

- 3 総長は、必要がある場合、第1項の休業日を臨時に変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。
- 4 休業日の変更又は臨時の休業日については、そのつど公示する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、教育上必要がある場合は、休業日に授業等を行うことがある。
- 6 夏季休業、春季休業の期間に特別授業期間を設けることができる。

第5節 入学、転籍、転部、留学、休学、退学、復学、除籍及び復籍

(入学)

第29条 本大学の入学期は、毎学年の初めとする。但し、秋学期に入学した者の入学日は9月10日とする。

2 前項の規定による秋学期の入学は、グローバル教養学部及び第14条の2の規定により英語による授業等により学位を取得することが可能な教育課程において実施する。なお、秋学期入学者の取扱については別に定める。

3 本大学に入学を志願する者は、所定の手続きを行い入学試験を受けなければならない。

4 第30条第1項各号の一に該当し、かつ本大学所定の入学試験に合格した者について、教授会の議を経て、総長が入学を許可する。

(入学資格)

第30条 本大学に入学できる者は、次の資格を有する者とする。

(1) 高等学校卒業者

(2) 中等教育学校を卒業した者

(3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む）

(9) その他本大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(転・編入学)

第31条 第2・3学年においては、転・編入学志願者に試験を行い、転・編入学を許可することがある。

2 本大学に転・編入学できる者は、次の資格を有する者とする。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 大学において相当年次の課程を修了した者

(3) 短期大学及び高等専門学校を卒業した者

(4) 外国において相当年次の課程を修了した者

(5) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者

(6) （削除）

(7) 高等学校専攻科（修業年限が2年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）を修了した者

3 転・編入学の可否は、教授会の議を経て、総長が決定する。

4 転・編入学に関する規程は別に定める。

(転籍)

第32条 本大学の通常課程と通信教育課程の間には、別に定める規程により相互に転籍を願い出ることができる。

2 転籍の可否は、教授会の議を経て、総長が決定する。

第33条 (削除)

(転部・転科)

第34条 本大学の学生で他の学部、学科へ転部、転科を願い出る者は、選考の上許可することができる。

2 転部、転科の可否は、教授会の議を経て、総長が決定する。

3 転部、転科に関する規程は別に定める。

(留学)

第35条 本大学の定めに従って外国の大学で学修を志願する者は、学部長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した在学期間のうち、1か年に限り本大学における修業年限に含めることができる。但し、文学部英文学科、経済学部、経営学部、社会学部、人間環境学部、キャリアデザイン学部、デザイン工学部、理工学部、生命科学部及びスポーツ健康学部については1.5か年（文学部英文学科、経済学部及び経営学部については1.5か年のうち0.5か年はスタディ・アブロード・プログラムに限る）、国際文化学部、現代福祉学部及びグローバル教養学部については2か年に限り本大学における修業年限に含めることができる。

3 許可を得て留学した者が、外国の大学で履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議に基づき卒業所要単位として認めることができる。認めることができる単位は、別表(10)の通りとする。

(休学)

第36条 病気その他止むを得ない事由により休学しようとする者は、保証人連署の休学願を提出し、教授会の議を経て、総長の許可を受けなければならない。

2 休学期間は在学年数に算入することはできない。

3 休学は年間休学、春学期休学及び秋学期休学にかかわらず、当該年度限りとする。引き続き休学を要する者は、改めて願い出たうえ、連続して2年に限り許可を受けたうえで休学することができる。但し、外国人留学生が、母国において兵役義務によって休学する場合については別に定める。

4 休学期間は通算して4年を超えることはできない。なお、春学期休学及び秋学期休学は0.5年として計算する。

5 休学者は、学期の始めでなければ復することができない。

第36条の2 (削除)

(休学期間中の学修)

第36条の3 休学期間中は本学での科目履修は認めない。

2 他の大学等もしくは大学以外の教育施設等における学修または外国の大学等での学修を理由とする休学願が、事前に、教授会の議を経て、特段の理由をもって、総長に許可された場合には、第21条の2も

しくは第21条の4または第35条第3項を準用し、本学の単位として認定することがある。但し、当該休学期間は在学年数には算入しない。

3 前項の休学期間中の学修に関する手続き等については別に定める。

(退学)

第37条 病気その他止むを得ない事由で退学しようとする者は、保証人連署の退学願を提出し、教授会の議を経て、総長の許可を受けなければならない。

2 退学の日付は、教授会の議により、総長に許可された退学日とする。但し、死亡による退学は、死亡日をもって退学日とする。

(休学及び退学命令)

第38条 学校医が健康上の理由により修学が不相当と認めた者に対しては、教授会の議を経て、総長が休学、又は退学を命ずることができる。

(除籍)

第39条 次の各号の一つに該当する者は、教授会の議を経て、総長が除籍する。

(1) 授業料等を所定の期日までに納入しない者

(2) 第13条の在学年限を超えた者

(3) 第36条第4項の休学期間を超えた者

(4) (削除)

(5) 新入生で指定された期限までに学生証の未受領、履修届を提出しない等、本大学において修学する意志がないと認められる者

2 授業料等を所定の期日までに納入しない者の除籍の日付については、春学期未納は春学期の始めの日、秋学期未納は秋学期の始めの日とする。

3 在学年限を超えた者の除籍の日付については、満期となった期の最終日とする。但し、教育課程の編成上、やむを得ない場合においては、満期となった年度の最終日とすることができる。

(復学及び復籍)

第40条 退学した者及び第39条第1号により除籍された者が、保証人連署の上復学及び復籍を願い出たときは、教授会の議を経て、総長がこれを許可することができる。

2 復学及び復籍の時期は学年の始め又は秋学期の始めとする。

3 (削除)

第6節 学 費

(学費)

第41条 授業料、入学金、実験実習料、教育充実費、休学在籍料、再入学金及び検定料は別表(9)の通り定める。

2 本大学に入学を許可された者は、入学手続きと同時に授業料、入学金、実験実習料、教育充実費及び諸会費を納入しなければならない。

- 3 当該年度の学費の決定は4月1日をもって行い、当該年度途中での変更は行わない。但し、秋学期に入学した者の1年間の学費の決定は、9月16日をもって行う。
- 4 授業料、実験実習料及び教育充実費は、2期に分け半額宛を4月末日及び9月末日までに納入しなければならない。但し、事情によっては、総長が延納を認めることができる。
- 5 在学中、第19条及びその他の事情により進級できなかった者の授業料、実験実習料及び教育充実費については、原則として該当者の入学年度に定められたものを適用する。但し、諸会費については当該年次として定められたものを納入しなければならない。
- 6 第4年次終了までに卒業所要単位を修得できなかった者については、該当者の入学年度に定められた授業料、実験実習料及び教育充実費を納入しなければならない。また、諸会費については当該年次として定められたものを納入しなければならない。但し、4年次に1年間在学した者で、卒業所要単位における未修得科目24単位以内の者の年間授業料は半額とする。
- 7 第49条第2項及び第6項の規定により学年末に学位を授与された場合は、第2期分の学費は徴収しない。
- 8 第2年次以降の諸会費は、第1期分授業料と同時に納入しなければならない。
- 9 教職課程及び資格課程を履修する者は、別に定める教職課程費、理科実験料及び資格課程費を納入しなければならない。
- 10 休学を許可された者は、別表(9)の休学在籍料を納入するものとし、休学該当期間の授業料、実験実習料及び教育充実費の納入を要しない。また、休学を許可された者についての諸会費の取扱は以下の各号のとおりとする。
 - (1)年間休学を許可された者は、入会金を除き、原則として諸会費の納入を要しない。
 - (2)春学期休学又は秋学期休学を許可された者、あるいは春学期休学に引き続き秋学期休学を許可された者は、原則として諸会費の納入を要する。
- 11 前項の規定にかかわらず、入学（転籍、転・編入学、学士入学、復学及び復籍を含む）した当該学期に休学した場合は、休学該当期間のうち、入学した当該学期における授業料、実験実習料、教育充実費及び諸会費の納入を要する。但し、休学在籍料については、休学該当期間のうち、入学した当該学期の納入は要さない。
- 12 退学者が復学を、又は除籍された者が復籍を許可されたときは、別表(9)の再入学金を納入しなければならない。
- 13 復学・復籍する者の授業料、実験実習料、教育充実費及び諸会費は、該当年次として定められたものを適用する。
- 14 科目等履修生は、別表(9)の登録料及び履修料等を納入しなければならない。
- 15 一旦納入した学費その他は還付しない。
- 16 留学中の本大学の授業料等は納入しなければならない。
- 17 スタディ・アブロードに関する費用等については別に定める。
- 18 諸会費のうち校友会費については、第5項、第6項、第8項及び第10項の規定にかかわらず、4年次に進級した最初の年度の第1期分授業料と同時に納入しなければならない。
- 19 別表(1)のグローバル教育センター設置科目のうち、日本語教育プログラムの科目を履修するにあつ

ての受講料の取扱いについては別表(9)に定める。

(転・編入学及び転籍等に関する学費)

第41条の2 転・編入学及び転籍等に関する授業料、入学金、実験実習料、教育充実費及び検定料は前条の他次の通り定める。

- (1) 転・編入学を許可された者は、当該年度入学金を納入しなければならない。なお、授業料、実験実習料及び教育充実費については、転・編入学した年次の通常進級者の入学年度に定められたものを適用する。また、諸会費については該当年次として定められたものを納入しなければならない。
- (2) 学士入学を許可された者は、当該年度の入学金を納入しなければならない。なお、授業料、実験実習料及び教育充実費については、入学する年次の通常進級者の入学年度に定められたものを適用する。また、諸会費については該当年次として定められたものを納入しなければならない。但し、本学卒業生にして学士入学する者の入学金は、当該年度の半額とする。
- (3) (削除)
- (4) 通信教育の課程から通常の課程への転籍を許可された者は、当該年度の入学金を納入しなければならない。なお、授業料、実験実習料及び教育充実費については、転籍した年次の通常進級者の入学年度に定められたものを適用する。また、諸会費については該当年次として定められたものを納入しなければならない。
- (5) 本大学の学生で他の学部、学科へ転部、転科を許可された者の授業料、実験実習料及び教育充実費については、転部、転科を許可された学部、学科における当該学生の本学への入学年度に定められたものを適用する。

第7節 特 別 学 生

(科目等履修生)

第42条 総長は、科目等履修生の入学を教授会の議を経て許可することがある。但し、科目等履修生の事項については、別に定める。

(特別研修生)

第42条の2 総長は、特別研修生の入学を教授会の議を経て許可することがある。但し、特別研修生の事項については、別に定める。

(特別聴講生)

第42条の3 総長は、特別聴講生の履修を教授会の議を経て許可することがある。但し、特別聴講生の事項については、別に定める。

(交流学生)

第42条の4 総長は、協定に基づく他大学の学生を交流学生とし、その入学を教授会の議を経て許可することがある。但し、交流学生の事項については、別に定める。

(交換留学生)

第42条の5 総長は、外国の大学からの協定に基づく交換留学生の受入れを教授会の議を経て許可するこ

とがある。但し、交換留学生の事項については、別に定める。

(履修証明プログラム生)

第42条の6 総長は、履修証明プログラム生の履修を許可することがある。但し、履修証明プログラム生の事項については、別に定める。

第43条 (削除)

第44条 (削除)

第45条 (削除)

第46条 (削除)

2 (削除)

3 (削除)

(外国人受入れ)

第47条 総長は、本大学に入学資格のある外国人で、本邦所在の外国公館の証明書が履修登録期間まである者は、定員に余裕のある限り、選考の上、入学を許可することができる。履修を許可する科目数については、別に定める。

(学則の準用)

第48条 別段の定めがない限り、本学則は、科目等履修生、特別研修生、特別聴講生、交流学生、交換留学生、履修証明プログラム生に準用する。

第8節 卒業・学位

(学位の授与)

第49条 総長は、4年以上在学し、卒業所要単位を修得した者には、学士の学位を与え学位記を授与する。

2 前項の卒業の要件を充たした者の学位記授与は学年末に行う。但し、本人の申請により春学期末に行うことができる。

3 前項の規定にかかわらず、秋学期に入学し、第1項の卒業の要件を充たした者の学位記授与は春学期末に行う。但し、本人の申請により秋学期末に行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、総長は、3年以上在学し、卒業所要単位を優秀な成績で修得した者には学士の学位を与え、学位記を授与することができる。

5 前項の早期卒業に関する要件は別に定める。

6 前五項における卒業の確定日は、学年末は3月24日とし、春学期末は9月15日とする。

(学位)

第50条 前条の学位は、卒業学部・学科により次の通りとする。

法学部卒業	学士（法学）
文学部卒業	学士（文学）
経済学部卒業	学士（経済学）
社会学部卒業	学士（社会学）

経営学部卒業	学士（経営学）
国際文化学部卒業	学士（国際文化学）
人間環境学部卒業	学士（人間環境学）
現代福祉学部	
福祉コミュニティ学科卒業	学士（社会福祉学）
臨床心理学科卒業	学士（臨床心理学）
情報科学部卒業	学士（理学）
キャリアデザイン学部卒業	学士（キャリアデザイン）
デザイン工学部卒業	学士（工学）
理工学部卒業	学士（理工学）
生命科学部	
生命機能学科卒業	学士（生命科学）
環境応用化学科卒業	学士（理学）
応用植物科学科卒業	学士（生命科学）
グローバル教養学部卒業	学士（国際教養学）
スポーツ健康学部卒業	学士（スポーツ健康学）

第9節 公開講座及び履修証明プログラム

（公開講座）

第51条 本大学は、学部所在地、又はその他の地区において、適当な時期に公開講座を開講する。但し、公開講座に関する規程は別に定める。

（履修証明プログラム）

第51条の2 本大学は、学校教育法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設する。

第10節 賞 罰

（授賞）

第52条 人物及び学術が優れた者には授賞することがある。

2 授賞に関する規程は別に定める。

（懲戒）

第53条 学則又は命令に背き、その他学生の本分に悖ると認めた者は、教授会の議を経て総長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、譴責、停学、退学の3種とする。

3 前二項の懲戒に関し、必要な事項は別に定める。

第53条の2 (削除)

第4章 学 生 心 得

(学生心得)

第54条 学生は、本大学創設の目的使命を達成するため、次の事項を守らなければならない。

- (1) 学生は、個人の尊厳を重んじ、知徳を錬磨して人格の完成をめざすこと。
- (2) 学生は、真理と自由を愛すると共に、責任を重んじ謙虚な態度を以て行動すること。
- (3) 学生は、自主的精神を養うと共に、自他の敬愛と協力によって、本大学の学風を振作する。
- (4) 学生は、良識ある公民としての政治的教養を修め、平和的国家及び社会の形成者となること。
- (5) 学生は、諸規則及び命令を守り、醇風良俗を守ること。

第5章 大 学 評 価

(自己点検・評価)

第55条 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行う。

2 前項の点検および評価に関する事項は、別に定める。

(認証評価)

第56条 本大学は、前条に規定する措置に加え、本大学の教育研究活動等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

自由を生き抜く実践知

法政大学は、近代社会の黎明期にあって、
権利の意識にめざめ、法律の知識を求める
多くの市井の人びとのために、
無名の若者たちによって設立されました。

校歌に謳うよき師よき友が集い、
人びとの権利を重んじ、多様性を認めあう「自由な学風」と、
なにものにもとらわれることなく公正な社会の実現をめざす
「進取の気象」とを、育んできました。

建学以来のこの精神を受け継ぎ、
地球社会の課題解決に貢献することこそが、本学の使命です。

その使命を全うすべく、
多様な視点と先見性をそなえた研究に取り組むとともに、
社会や人のために、真に自由な思考と行動を貫きとおす
自立した市民を輩出します。

地域から世界まで、あらゆる立場の人びとへの共感に基づく
健全な批判精神をもち、
社会の課題解決につながる「実践知」を創出しつづけ、
世界のどこでも生き抜く力を有する
あまたの卒業生たちと力を合わせて、
法政大学は持続可能な社会の未来に貢献します。

法政大学ダイバーシティ宣言

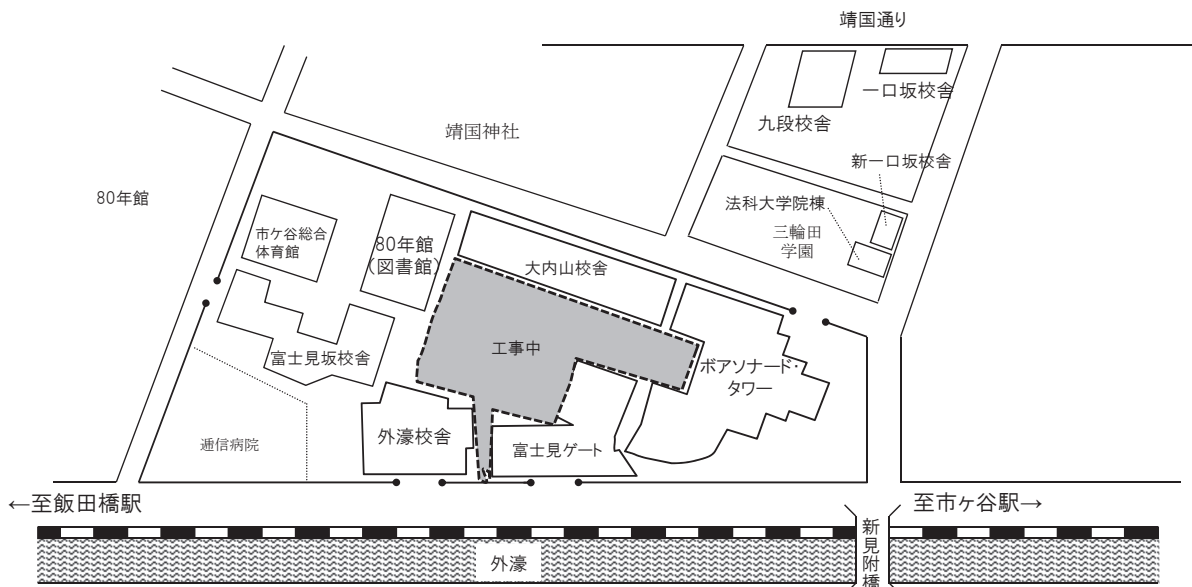
ダイバーシティの実現とは、社会の価値観が多様であることを認識し、自由な市民が有するそれぞれの価値観を個性として尊重することです。

人権の尊重はその第一歩です。性別、年齢、国籍、人種、民族、文化、宗教、障がい、性的少数者であることなどを理由とする差別がないことはもとより、これらの相違を個性として尊重することです。そして、これらの相違を多様性として受容し、互いの立場や生き方、感じ方、考え方に耳を傾け、理解を深め合うことです。少数者であるという理由だけで排斥あるいは差別されることなく、個性ある市民がそれぞれの望む幸福を追求する機会が保障され、誰もがいきいきと生活できる社会を実現することです。

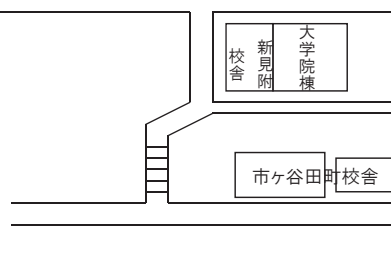
社会とともにある大学は、創造的で革新的な次世代を社会に送り出す教育組織として、また、社会の様々な課題の解決に寄与する研究組織として、ダイバーシティを推進する役割を担っています。多様な価値観を有する市民が助け合い、互いの望む幸福を実現できる社会の構築に向けて、貢献する役割を担っています。そのためには、多様な背景をもつ学生・教職員が、安心して創造的に、学び、働き、それぞれの個性を伸ばせる場である必要があります。

法政大学は、「自由と進歩」を校風とし、「自由を生き抜く実践知」の獲得を社会に約束しています。自由は特定の人間だけでなく、社会の成員すべてに保障されるべきものです。本学は、人権の尊重、多様性の受容、機会の保障を基盤にして、さまざまな国籍と文化的背景を持つ学生、教職員を積極的に受け容れ、自由を生き抜く実践知を世界に広げていくことができるよう、教育と研究を充実させていきます。

法政大学は、ダイバーシティの実現に向けて積極的に取り組んでいきます。



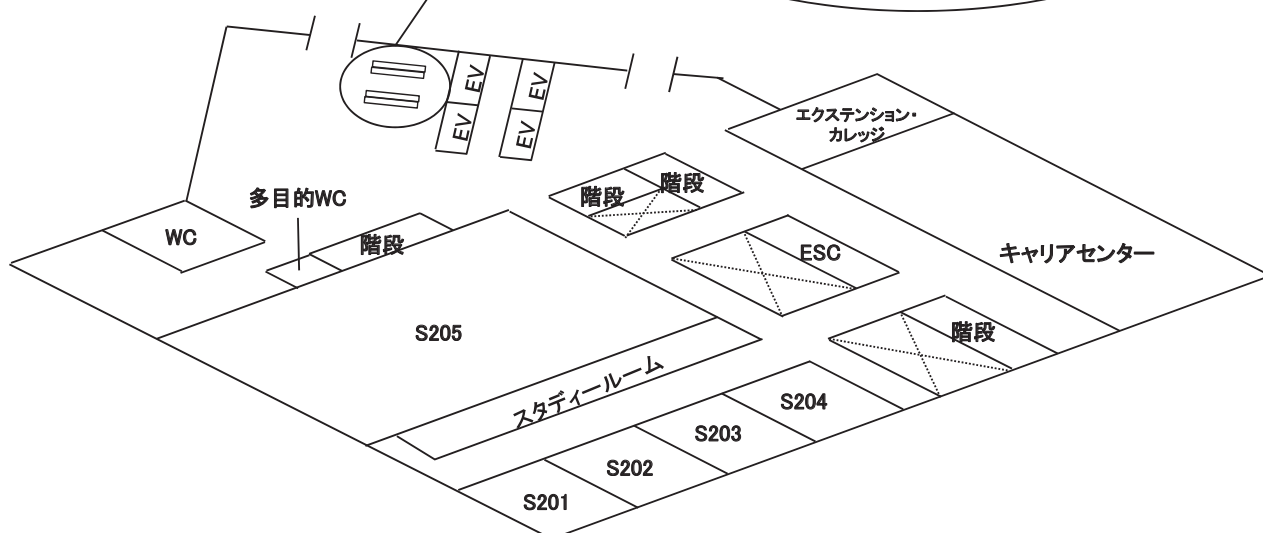
市ヶ谷キャンパス 校舎案内図



学部事務課掲示板 外濠校舎2階

法学部	国際文化学部	GIS
文学部	教職・資格	キャリアデザイン学部

GBP/SCOPE	人間環境学部	経営学部
学部事務課共通	市ヶ谷リベラルアーツ	



市ヶ谷キャンパス施設一覧

Y 大内山校舎
おおうちやまこうしゃ

G 富士見ゲート
ふじみげーと

S 外濠校舎
そとぼりこうしゃ

教室・ゼミ教室

特別教室・学習支援施設

学生厚生施設

学生支援施設・事務室

階	施設名
4	Y401～Y406
5	Y501～Y506
6	Y601～Y606
7	Y701～Y705
8	Y801～Y805
2	G ラウンジ
3	キャリア情報ルーム
1	学部窓口 (各学部・教職資格)
1	証明書自動発行機
2	グローバル教育センター (G E C)
3	通信教育部事務室

階	施設名
2	G201
4	G401～G403
5	G501～G503
6	G601～G602
B1	売店、書店、写真店
3	食堂「つどひ」

階	施設名
2	S201～S205
3	S301～S307
4	S401～S407
5	S501～S507
6	S601～S603
1	メディアラウンジ
1	スタディールーム (定員87名)
2	スタディールーム (定員32名) 学部事務課掲示板
3	スタディールーム (定員32名)
4	スタディールーム (定員32名)
5	スタディールーム (定員34名)
6	薩埵(さった)ホール
7	スタディールーム (定員48名)
1	セブンイレブン
1	郵便局A T M
6	マイコム学生サービスセンター
1	学生センター (学生生活課・厚生課)
1	ボランティアセンター
1	障がい学生支援室
2	キャリアセンター
2	公務人材育成センター
2	高度会計人育成センター
2	エクステンション カレッジ

市ヶ谷キャンパス施設一覧

F 富士見坂校舎
ふじみざかこうしゃ

**数字
4桁** ポアソナード・タワー（B T）

	階	施設名		階	施設名		階	施設名
教室・ゼミ教室	1	遠隔講義室（F101）		5	0501～0509		9	0901～0907
	3	F301～F311		6	0601～0609		10	1001～1007
	4	F401～F408		7	0701～0706		11	1101～1103
	5	F501～F508		8	0801～0806		12	1204
特別教室・学習支援施設	1	図書館（※1）		3	ピア・ラーニング・スペース		8	サイエンスルーム（物理）（0800）
	1	ラーニング・コモンズ		3	マルチメディアスタジオ（0300）		9	サイエンスルーム（生物）（0900） 自然科学センター（0908）
	1	オフィスアワールーム		3	フルラボ教室（0308）		10	サイエンスルーム（化学）（1000）
	2	学習ステーション		3	CALL教室（0309）		11	心理学実験室（1100）
	2	情報カフェテリア（1）（2）		4	情報実習室D～H D（0400）E（0409） F（0405）G（0401） H（0402）		12	地理学実験室（2）（1200）
	3	教職課程実習室		5	情報実習室C（0500） フルラボ小教室（0508）		13	地理学実験室（1）（1300）
	3	スタディールーム（定員13名）		6	情報実習室B（0600） フルラボ中教室（0609）		14	資格課程共同研究室
	4	体育館（※2）		7	情報実習室A（0700）		26	スカイホール
	B1	食堂		B1	食堂		2	診療所
				1	銀行ATM			
学生厚生施設	3	教職課程センター		1	防災センター		4	総合情報センター 事務室
	4	学生相談室						

（※1）
図書館は、80年館地下1階～2階にもあります。

（※2）
体育館は、他に市ヶ谷総合体育館があります。